

下市町通学路交通安全プログラム

下 市 町

平成27年3月 制定

令和5年4月 改正

1. プログラムの目的

町内の児童生徒が安全・安心に通学できるように「下市町通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

いろいろな分野の主体が連携して、通学路安全推進会議を設置し児童生徒の登下校時の安全確保に取り組みます。

○構成団体・・・下市町教育委員会、下市町道路管理者、奈良県道路管理者、吉野警察署、下市町交通安全協会、下市町安全対策推進協議会、下市あきつ学園、下市中学校、PTA

3. 基本的な考え方

行政は通学路の安全対策を推進し、学校においては児童生徒が自ら安全を確保できるよう安全教育を進め、地域住民と協働して児童生徒が安心して通学できるようにPDCAサイクルにより通学路の安全確保を図っていきます。

Plan・・・危険箇所を把握し、対策を検討します。

Do・・・ソフト面・ハード面で対策箇所を点検・検証し、必要な改善を実施します。

Check・・・対策箇所がどのように改善されたか検証を行います。

Action・・・新たに発見された危険箇所等について対策方法の検証・改善を行い、さらに安全確保を図ります。

4. 定期的な合同点検・検証

通学状況の変化により通学路の点検・検証については関係団体が連携して継続的に実施し、対策が必要な箇所については速やかに対策を実施します。

5. 対策の公表等

広報や下市テレビ等により保護者をはじめ地域の方々に危険箇所やその対策状況等を公表し、安全安心な通学路の確保に向けての啓発活動も行います。